

○自動車の特定改造等の許可実施要領について（依命通達）（令和2年8月5日付国自審第738号）

令和2年12月25日改正  
 国自審第1950号  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><b>別添 自動車の特定改造等の許可実施要領</b></p> <p>目 次 （略）</p> <p>第1～第11 （略）</p> <p><b>附則1 重大な変更の取扱要領</b></p> <p>省令第2条第6項に規定する重大な変更とは、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和2年国土交通省告示第787号。以下「告示」という。）に規定するプロセスに係る基準書（当該プロセスの概要を規定するものをいう。以下同じ。）又は当該プロセスに係る手順書（当該プロセスを実行するために必要なものとして、具体的な業務の実施手順を規定するものをいう。以下同じ。）の変更（当該基準書又は手順書の追加及び廃止を含み、当該プロセスの確実な実行に影響を及ぼすおそれが少ないものを除く。）とする。</p> <p>この場合において、次に掲げるものは、告示に規定するプロセスの確実な実行に影響を及ぼすおそれが少ないものとして取り扱うものとする。また、能力証明を受けた者が、次に掲げるものに追加を希望する場合にあっては、研究所にその追加理由及び資料を附して申し出ることができる。研究所は、当該申し出が技術的に妥当であるか判断を行い、その旨を審査・リコール課に報告するものとする。審査・リコール課においては、次に掲げるものに追加する必要があると認める場合にあっては、これを追加したものとみなすこ</p>	<p><b>別添 自動車の特定改造等の許可実施要領</b></p> <p>目 次 （略）</p> <p>第1～第11 （略）</p> <p><b>附則1 重大な変更の取扱要領</b></p> <p>省令第2条第6項に規定する重大な変更とは、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和2年国土交通省告示第787号。以下「告示」という。）に規定するプロセスに係る基準書（当該プロセスの概要を規定するものをいう。以下同じ。）又は当該プロセスに係る手順書（当該プロセスを実行するために必要なものとして、具体的な業務の実施手順を規定するものをいう。以下同じ。）の変更（当該基準書又は手順書の追加及び廃止を含み、当該プロセスの確実な実行に影響を及ぼすおそれが少ないものを除く。）とする。</p> <p>この場合において、次に掲げるものは、告示に規定するプロセスの確実な実行に影響を及ぼすおそれが少ないものとして取り扱うものとする。また、能力証明を受けた者が、次に掲げるものに追加を希望する場合にあっては、研究所にその追加理由及び資料を附して申し出ることができる。研究所は、当該申し出が技術的に妥当であるか判断を行い、その旨を審査・リコール課に報告するものとする。審査・リコール課においては、次に掲げるものに追加する必要があると認める場合にあっては、これを追加したものとみなすこ</p>

とができる。

- (1) 組織再編等に伴う既存の基準書若しくは手順書に規定された組織名称の変更その他の記載事項の形式的な変更又は当該基準書若しくは手順書の統合及び分離
- (2) 業務管理システムに係る品質の改善を目的とする基準書又は手順書の変更（能力証明を受けた者の能力の低下を伴わないものに限る。）
- (3) 契約するサプライヤー等の外部組織との関係の変更（当該変更が協定規則第 155 号の技術的な要件（同規則の規則 7.2.2.5.に限る。）に規定する管理の範囲を超えないものに限る。）

## 附則 2 （略）

別記様式 （略）

とができる。

- (1) 組織再編等に伴う既存の基準書若しくは手順書に規定された組織名称の変更その他の記載事項の形式的な変更又は当該基準書若しくは手順書の統合及び分離
- (2) 業務管理システムに係る品質の改善を目的とする基準書又は手順書の変更（能力証明を受けた者の能力の低下を伴わないものに限る。）
- (3) 契約するサプライヤー等の外部組織との関係の変更（当該変更が告示別添 2 「サイバーセキュリティ業務管理システムの技術基準」 3.2.5.に規定する管理の範囲を超えないものに限る。）

## 附則 2 （略）

別記様式 （略）

別記様式1 (宣誓書)

宣誓書

年 月 日  
宣誓者の氏名又は名称

業務管理システムの名称 \_\_\_\_\_

申請又は届出に係る上記業務管理システムに係る能力は、自動車の特定改造等の許可に関する省令第4条第1項に定める基準に適合するものであり、かつ、申請にあたり提出する申請書又は届出にあたり提出する届出書及びこれらに添付する書面には、実際に保有する上記業務管理システムに関し、事実に基づく正確な記載をしたことに相違ありません。

(日本産業規格A列4番)

別記様式1 (宣誓書)

宣誓書

年 月 日  
宣誓者の氏名又は名称

業務管理システムの名称 \_\_\_\_\_

申請又は届出に係る上記業務管理システムに係る能力は、自動車の特定改造等の許可に関する省令第4条第1項各号に定める基準に適合するものであり、かつ、申請にあたり提出する申請書又は届出にあたり提出する届出書及びこれらに添付する書面には、実際に保有する上記業務管理システムに関し、事実に基づく正確な記載をしたことに相違ありません。

(日本産業規格A列4番)

別記様式2 (能力関係誓約書)

誓約書

年 月 日  
誓約者の氏名又は名称

業務管理システムの名称 \_\_\_\_\_

申請又は届出に係る上記業務管理システムにつき、その能力を自動車の特定改造等の許可に関する省令第4条第1項に定める基準に適合するように維持するとともに、当該能力に係るプロセスを確実に実行することを誓約します。

(日本産業規格A列4番)

別記様式2 (能力関係誓約書)

誓約書

年 月 日  
誓約者の氏名又は名称

業務管理システムの名称 \_\_\_\_\_

申請又は届出に係る上記業務管理システムにつき、その能力を自動車の特定改造等の許可に関する省令第4条第1項各号に定める基準に適合するように維持するとともに、当該能力に係るプロセスを確実に実行することを誓約します。

(日本産業規格A列4番)

別記様式 3 (略)

附則 3 (略)

附則

(適用時期)

R 2. 1 2. 2 5. 改正

1. 本改正規定は、令和 3 年 1 月 2 2 日より施行する。ただし、附則 1 の規定を、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成 15 年国土交通省告示第 1318 号) 第 14 条第 22 項及び第 25 項の規定の適用を受ける自動車に適用させる場合においては、なお従前の例による。

別記様式 3 (略)

附則 3 (略)

(新規)